

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の恒久法への見直しを求める意見書

国土の約15%を占め、本県の全域が地帯指定されている特殊土壤地帯の災害防除や農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、11回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきている。

しかし、近年、局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壤が広く分布している地域においては、治山・治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の重要性が高まっており、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壤の不利な点を補い、生産性の高い農業を効率的に展開していくための農用地整備など、農業生産力向上に向けた必要な事業も依然として残されている。

については、災害の多発や農業生産に不利な面があるなど、特殊土壤地帯の厳しい実情を十分に考慮し、平成23年度末で期限切れとなる「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の恒久的な法整備を強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
国土交通大臣	前田武志様
農林水産大臣	鹿野道彦様
内閣官房長官	藤村修様